

令和 6 年度 第 1 回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会 議事録（案）

日時：令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金）

午後 8 時から午後 9 時

場所：市役所 1 0 階第 5 B 会議室

会議次第

1 開 会

- （1）委員・専門委員・部会員の紹介
- （2）部会長の選任について
- （3）副部会長の指名について

2 議 題

- （1）児童育成部会の開催方法について
- （2）令和 5 年度第 2 回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会議事録の確認について
- （3）第 2 期おびひろこども未来プラン令和 5 年度進捗状況について
- （4）令和 5 年度決算（民生費・衛生費）について
- （5）第 3 期子ども・子育て支援事業計画（原案策定に向けた検討）について

3 そ の 他

4 閉 会

会議資料

資料 1 令和 5 年度第 2 回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会議事録

資料 2 第 2 期おびひろこども未来プラン令和 5 年度進捗状況報告書

資料 3 令和 5 年度決算（民生費・衛生費）（子ども・子育て関係分）

資料 4 第 3 期子ども・子育て支援事業計画（原案策定に向けた検討）

○ 出席委員（17 名中 16 名出席）

廣瀬一浩委員、西本委員、伊藤委員、瓜屋委員、廣瀬有紀委員

萩原専門委員、高橋専門委員、笠谷専門委員、佐藤専門委員、羽賀専門委員

西野部会員、吉田部会員、橋本部会員、北村部会員、宮部部会員、野原部会員

○ 事務局

こども福祉室こども課 戸田課長、三宅主幹、能登課長補佐、
裏南係長、藤村主任

こども福祉室子育て支援課 澤沼課長、関口課長補佐

健康保険室健康推進課 吉田健康づくり係長

令和6年度 第1回「帯広市健康生活支援審議会児童育成部会」 議事録
(令和6年10月18日 20:00～21:00)

1. 開 会	(1) 委員・専門委員・部会員の紹介 (2) 部会長の選任について (3) 副部会長の指名について
2. 議 事 議題(1) (事務局説明)	(1) 児童育成部会の開催方法について 帯広市では、児童に関する専門的事項を調査審議するため、児童育成部会を設けている。子ども・子育て支援事業計画の策定などを調査審議していくにあたっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえ、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得るよう配慮するとされており、具体的には、子どもの保護者や事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などの方々から幅広く意見を聞く機会を作ることが必要とされているところ。 このため、これまで児童育成部会の委員、専門委員のほか、関係する各分野の部会員の皆様に参画いただいております。今回委員の改選があったが、児童育成部会は10名の委員・専門委員のほか、7名の部会員を加えてこれまでどおり開催していきたい。
議題(2) (事務局説明)	(2) 令和5年度第2回帯広市健康生活支援審議会児童育成部会議事録の確認について (資料1の説明) 前回2月に開催した議事内容を、昨年度委員の皆様に事前に確認していただいているため、この内容をもって、市ホームページへ掲載したい。
議題(3) (事務局説明)	(3) 第2期おびひろこども未来プランの令和5年度進捗状況報告書について

(資料 1 の説明)

本計画については、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間を計画期間とする 2 期目の計画となっている。

(1 ページ)

本計画の目標値として 3 つの項目を設定しており、令和元年度から令和 5 年度の数値はご覧のとおり。

「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」は 88.8%と、連続して減少している。「子育て支援に関わる支援活動者数」については、令和 2 年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティア活動などが中止となった影響を大きく受け大幅に減少したが、令和 3 年度から回復傾向にある。

(2 ページ)

3 ページ以降の基本施策の進捗状況の総括表となっている。

本計画の上位計画である「第七期帯広市総合計画」と同様に、3 段階の評価区分としている。

進捗状況区分の考え方は、「B」を基本とし、新たな取り組みを実施したことなどにより、目標達成に向け十分に成果が現れているものを「A」としている。また、例年通りの取り組みが実施できなかったことにより、目標達成に向け成果が現れていないもの、または事業を実施できなかったものを「C」としている。

これまでは、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を実施できず「C」となった事業もあったが、令和 5 年度では、中止していた事業を再開したものが多くあり、参加人数も回復する状況が見受けられた。このことから、総合的に判断し、概ね例年通りの取り組みとみなせるものは「B」としたところ。

その結果、「A」が 3 項目で 18.8%、「B」が 13 項目で 81.3% 「C」が 0 項目となった。

(7 ページ)

「Ⅱの 1 安心して妊娠・出産ができる環境の確保」

昨年度は、子育て情報のタイムリーな通知やこどもの成長記録を管理できる母子健康手帳アプリ「子育てアプリおびモ」を導入したほか、母性相談室や乳幼児健診、家庭訪問等を通じて、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要な支援を継続的に実施している。また、子育て世代包括支援センターにおける、子育て相談、発達相談、児童虐待防止相談など、子どもに関わる様々な相談対応や、ニーズに即した支援につなぐ伴走型の相談支援、経済的支援を一体的に実施している。これらを勘案し、進捗状況は A とした。

(14 ページ)

「Ⅲの 4 子育て家庭への経済的な支援」

子育て家庭への経済的支援については、児童手当や子育て世帯生活支援特別給付金、価格高騰重点支援給付金などの支給のほか、就学援助や奨学金貸付などを継続的に行っている。

	乳幼児医療費の助成については、今年4月から対象を中学生まで引き上げており、令和5年度は所得制限撤廃などの拡充に向けた準備に取り組んだもの。 このほか、出産・子育て応援給付金事業では、すべての妊婦や子育て世帯が安心して出産、子育てをできるよう伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体として行っていることから、概ね順調に進捗しているものとしてBとしたもの。
(委員)	3ページ「I 子どもを守る／1子どもの権利の尊重」「(2)子どもの相談体制の確保」で、就学しているお子さんをもつ保護者の相談は取り扱っていないのか。 6ページ「I 子どもを守る／4子どもの安全な環境の確保」の「(2)安全な子どもの遊び場の確保」では、幼児とその親は子育て支援センターなどを利用できると思うが、就学後の児童の居場所は非常に足りないと思う。児童から中高生の日常的な居場所が帯広市にはないが、中高生は対象となっていないのか。 7ページの実績に対する考え方について、主に就学前のお子さんに対しての相談体制が充実していると説明があった。不登校児童に対する学校の相談体制がなかなか整っていない状況と聞いている。学校に行かないお子さんを持つ親の相談先はどのようなになっているのか。
(事務局)	未就学児童も含め18歳までのお子さんや保護者の相談は市の子育て支援課で行っている。相談内容に応じて関係機関と連携し、対応してきているところ。 就学後の児童と保護者の相談先についても、子育て支援課で対応しているが、広くお知らせするに至っておらず、就学後の保護者から「どこに相談したらいいのか」といった問い合わせもある。児童福祉法の改正により、こども家庭センターを設置をする方向であるため、周知も含めて検討していく。 不登校については、個別のケースに応じて教育委員会と連携しながら対応してきているところだが、来年度に向けて強化していかなければならないと考えている。
(委員)	3ページ「I 子どもを守る／1子どもの権利の尊重」の中に、子どもの権利条約に係る出前講座の実施回数が24回とある。出前講座はどこで実施されているのか。基本は学校教育の中で子どもの権利条約をきちんと教えていくことが大切だと思う。施策の取り組みに学校教育の内容に関する部分が入っておらず子どもには届きづらいと思う。 様々な調査結果を見ても、子どもたちが子どもの権利条約を知らない場合が多い。学校の教職員もこの条約があることや内容を詳しく知らない者もいる。学校教育の教育課程に位置付ける

(事務局)	など今までと違った方策が必要なのではないか。 9 ページ「Ⅱ安心して子供を産み育てることができる／3 子どもの発達・生活の支援」の「(1) 健やかな発達の支援」に、障害児通所支援 1,394 人とある。地元紙にも出ていたが、ここは相当数増えている。ここを利用している子どもたちは児童保育センターいわゆる学童を利用できない子どもたちである。全てを分けてしまう支援のあり方はどうなのか。具体的に対応する必要があるのではないか。 16 ページ「Ⅳ子どもたちの自らの健やかな成長を支援する／1 子どもの体験活動の推進」の内容について、同じような項目が並んでいて支援が足りているのだろうかと感じる。民間の活動は活発になっている。ここに載っている取り組みと言うのはほとんど従来型で昔からのやり方である。子どもたちの活動の場を、今の子どもたちの実態に合わせて見直し、休みの日や放課後に、塾や習い事など目的をもって通う子どもたちもいるが、そうではない子どもたちが屋根のある安心安全な場所で自由に交流でき、自分たちで活動できるような機会を準備することが今の子どもたちへの重要な施策になると思う 少子化で子どもたちを育てるのに保護者自身がお金をかけて様々な習い事に通わせている。そうしないともう放課後はもたない。他自治体のように地域に児童館を整備するなどそういう構想はないのか。 そういうところに指導員がいて、いつ誰が訪れても安心して活動できる、遊べるような居場所づくりにもっと子育ての力が向かわないと、保護者が安心して就労の時間を確保できない。そういう視点で見直される必要があるのではないか。 出前講座については、公立保育所の地域担当保育士が実施している。近い将来親になる高校生や保育士を目指している短大生を対象に、子どもの人権について考え、また、母子手帳を使って、自分がどのように育てられてきたかを見る機会になったり、保育所でのエピソードなどを交えながら子どもの育ちや子ども同士が交わっていく姿などを紹介しながら「子どもの権利条約」について講座を行っているもの。 しかしながら、すべての高校で実施できているというものではないので、そこは課題と認識している。 子どもの権利条約が学校側に伝わっているかという点については、色々な場面で学校と連携しており、理解につながっているものと認識している。 障害児通所支援については、放課後等デイサービスや児童発達支援などがあり、児童発達支援を利用していたお子さんが就学後に放課後等デイサービスを利用する際のつなぎなど、障害児通所支援に通っているお子さんと学校について、国からも教育
-------	---

	と福祉の連携ということを強く言われている。 必要に応じて教育委員会と連携しながら実施しており、今後何ができるかということも含めて、学校と福祉の連携を追い求めていかなければならないと考えている 居場所については、国でも居場所づくりへの支援など大きな動きがあるので、そういったことも含めて、この地域で何ができるか研究しながら居場所づくりを進めていかなければならないと考えている。
(委員)	私は学校関係者だが、子どもの権利条約については人権教育という観点で教育課程に位置付けられている。生徒指導提要が改訂され、子どもの気持ちを尊重するとか、多様性を受け入れるという部分についても学校として積極的に取り組んでいるので、ご理解の程、お願いしたい。
議題（４）	
(事務局)	(４) 令和５年度決算（民生費・衛生費）について （資料３の説明） 令和４年度決算と対比した主な増減理由を中心に説明。 児童福祉費「児童福祉総務費」 児童福祉施設整備補助事業費 約９,６００万円の減 主なものとして、平成３０年度に民間移管したあやめ保育所の改築が終了したことによるもので、解体費用、建設費用等が減となったもの。 子育て世帯臨時特別給付金 ４億９千万円の減や子育て世帯生活支援特別給付金 ４,０００万円の減については、令和４年度には、物価高騰の影響を受けた子育て世帯等への支援としてこども応援給付金や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得の子育て世帯等へ給付金が支給されたことによるもの。 このほか、令和５年度にも子育て世帯生活支援特別給付金が行われている。 保育所管理運営費 １億２千万円の減 令和５年度に民間移管した旧日赤東保育所に伴う経費やコロナ対策経費の減が主なものとなっている。なお、日赤東保育所は民間移管後ににじいろ保育園として運営されていることから、令和５年度からは運営に係る委託料等（児童措置費）が増となっている。 医療給付費「乳幼児等医療給付費」 乳幼児等医療給付費 ４,４００万円の増 新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えや感染予防対

	し保育士1人」から「25人に1人」となったが、3歳未満児は依然として変わらない。保育環境に目を向けると、保育に必要な面積も基準がある。特に、低年齢児の受け入れ環境について、帯広市はどのように考えているのか。
(事務局)	これまで待機児童解消に向けて、施設改築などにより保育ニーズの高い低年齢児の受入れに努めてきた。ここ最近の4月1日時点での待機児童は0人だが、潜在的待機児童は依然として100人を超えている。まずは、これらの解消に努めた上で、より良い保育環境づくりを更に進めていきたい。
(委員)	低年齢児の配置基準について、これから変わっていくだろうが、配置基準より保育士を多く配置した場合に補助するなど、独自の考え方をもってほしい。
(事務局)	保育施設等への給付については、国で定めた公定価格を基本とするほか、国の補助を活用した処遇改善や特別支援児受け入れに要する補助など、市独自の補助も行ってきたところ。 現時点で、保育士配置に対する更なる独自補助の考えは持ち合わせていないが、国の補助メニューなどを研究しながら、施設に対する支援を検討していきたい。
(委員)	今後の出生率の減少や公定価格の変動により保育所運営は厳しいものである。保育環境の確保は市の役割だと思うので、市が責任を持ってほしい。 令和8年度からこども誰でも通園制度が実施されると思う。6カ月から3歳までの子どもが月10時間まで利用できるという制度だが、保育士のなり手不足は深刻なので、事業実施に際しては、現場の意見も聞いてほしい。
(事務局)	こども誰でも通園制度に対する詳細な通知はまだ国から来ていない。実施に向けて、現場の声を十分に聞いていくつもりなので今後も各施設と情報を共有しながら検討していきたい。
(委員)	こども家庭庁が大切な時期としている「はじめの100か月」は、およそ妊娠期から小学校1年生までの期間のことで、社会全体で支援することが求められている。 こども誰でも通園制度は、その期間に当てはまり、子育てしているお父さんお母さんにとって必要な施策だと思うので、検討を進めてほしい。
(委員)	最近アウェイ育児で周囲に相談する人がいないからなのか、子育ての知識が全くない状態の親が増えているように感じる。

	自分で育てることが不安なため保育所に早く預けたいと就労を考える親が多い。子育てを外注しているような状況に感じてしまう。この現状は果たして子どものためになっているのだろうか。
(委員)	こども誰でも通園制度については慎重に考えてほしい。育つべき場はどこなのか。大人の都合で便利に使われる懸念がある。
(事務局)	全国ではいくつかの市町村が、試行的に取り組んでいる。それらの状況も確認しながら、調査・研究していきたい。
(委員)	家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安心な居場所を開設し、児童の状況に応じた支援を提供するエリアごとの児童館が帯広市にはないが、次の計画にどのように考えているのか。
(事務局)	第3期子ども・子育て支援事業計画（原案策定に向けた検討）の新たに追加する地域子ども・子育て支援事業にもあるように、子どもの居場所となる児童育成支援拠点事業の実施に向けて検討していく。まずは、1か所での実施と考えている。
(委員)	一か所は十分ではない。実施するには子ども自身が日常的に歩いて行ける場所が必要。
3. その他	
(事務局説明)	今年度実施している子ども・子育て関連事業の進捗状況について。 【子ども医療】 本年4月から中学生まで対象拡大した子ども医療費については、当初のスケジュールどおり4月開始にあわせて受給者証等の発行し、医療機関等への受診が可能な状態となっている。 【児童手当】 高校生年代まで拡充される児童手当についても、現在申請勧奨等を行い、12月からの支給（10月手当分）へ向けて準備を進めているところ。 【児童扶養手当】 児童扶養手当については所得制限の緩和、第3子以降の支給額を第2子と同額にする拡充が行われ、1月支給（11月手当分）に向けて準備を進めているところ。 【保育ICT】 保育ICTについては、9月から公立保育所7所へ導入したところ。私立保育所に対する補助も準備をすすめており、保護者の利便性を高め、保育士の業務軽減に取り組んでいるところ。 (了)